

付 議 第 5 号

高知県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則議案

高知県教育委員会聴聞手続規則（平成6年高知県教育委員会規則第9号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3） 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
**教 育 委 員 会 規 則**  
-----

高知県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

高知県教育長 今城 純子

**高知県教育委員会規則第 2 号**

**高知県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則**

高知県教育委員会聴聞手続規則（平成 6 年高知県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「法第 15 条第 3 項又は条例第 15 条第 3 項に規定する方式」を「法第 15 条第 4 項又は条例第 15 条第 4 項に規定する公示の方法」に改め、同条第 4 項中「法第 15 条第 3 項又は条例第 15 条第 3 項」を「法第 15 条第 4 項又は条例第 15 条第 4 項」に、「準用する法第 15 条第 3 項」を「準用する法第 15 条第 4 項」に、「準用する条例第 15 条第 3 項」を「準用する条例第 15 条第 4 項」に改める。

**附 則**

この規則は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎ 高知県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的

この規則は、令和8年5月21日に行政手続法及び行政手続条例が改正されることに伴い、引用規定の整理等必要な改正をしようとするものである。

2 改正の内容

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における公示の方法による聴聞の通知の方法については、掲示場での書面掲示に限定されていたが、公示事項を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くこと等を定めた条項が追加されたことに伴い、引用規定の整理を行うもの。

行政手続法の改正（抜粋）

新	旧
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>

※行政手続条例においても同趣旨の改正を実施

3 施行日

令和8年5月21日

新 旧 対 照 表  
新 旧

高知県教育委員会聴聞手続規則（抜粋）

高知県教育委員会聴聞手続規則（抜粋）

（聴聞の期日又は場所の変更）

（聴聞の期日又は場所の変更）

第4条 当事者は、病気その他のやむを得ない理由がある場合においては、法第15条第1項又は条例第15条第1項の規定により通知された（法第15条第4項又は条例第15条第4項に規定する公示の方法により通知された場合を含む。）聴聞の期日又は場所の変更を知事等に申し出ることができる。

第4条 当事者は、病気その他のやむを得ない理由がある場合においては、法第15条第3項又は条例第15条第3項に規定する方式により通知された場合を含む。）聴聞の期日又は場所の変更を教育委員会等に申し出ることができる。

2・3 略

2・3 略

4 前3項の規定は、主宰者が法第22条第2項（法第25条後段において準用する場合を含む。）又は条例第22条第2項（条例第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知し、又は告知した聴聞の期日又は場所の変更について準用する。この場合において、前3項中「教育委員会等」とあるのは「主宰者」と、第1項中「法第15条第1項又は条例第15条第1項」とあるのは「法第22条第2項（法第25条後段において準用する場合を含む。）又は条例第22条第2項（条例第25条後段において準用する場合を含む。）」と、「法第15条第4項又は条例第15条第4項」とあるのは「法第22条第3項（法第25条後段において準用する場合を含む。）において準用する法第15条第4項又は条例第22条第3項（条例第25条後段において準用する場合を含む。）において準用する条例第15条第4項」と読み替えるものとする。

4 前3項の規定は、主宰者が法第22条第2項（法第25条後段において準用する場合を含む。）又は条例第22条第2項（条例第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知し、又は告知した聴聞の期日又は場所の変更について準用する。この場合において、前3項中「教育委員会等」とあるのは「主宰者」と、第1項中「法第15条第1項又は条例第15条第1項」とあるのは「法第22条第2項（法第25条後段において準用する場合を含む。）又は条例第22条第2項（条例第25条後段において準用する場合を含む。）」と、「法第15条第3項又は条例第15条第3項」とあるのは「法第22条第3項（法第25条後段において準用する場合を含む。）において準用する法第15条第3項又は条例第22条第3項（条例第25条後段において準用する場合を含む。）において準用する条例第15条第3項」と読み替えるものとする。